

第七回国会 衆議院 經濟安定委員會會議録 第十五号

昭和二十五年四月十三日(木曜日)

午前十一時三十二分開議

出席委員

委員長 小野瀨忠兵衛君

理事金光 義邦君 理事志田 義信君

理事多田 勇君 理事永井 英修君

理事勝間田清一君 理事米原 昶君

理事高倉 定助君

飛嶋 繁君

細田 榮藏君

森山 欽司君

羽田野次郎君

出席國務大臣

國務大臣 増田甲子七君

出席政府委員

經濟安定事務官 河野 通一君

(総務官房次長)

中央經濟 調査庁次長 奥村 重正君

委員外の出席者

農林事務官 安田善一郎君

(食糧庁総務 部企画課長)

専門員 園地興四松君

専門員 菅田清治郎君

四月三日

委員米原昶君辞任につき、その補欠として高田富之君が議長の指名で委員に選任された。

同月八日

委員南好雄君辞任につき、その補欠として洲上房太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十日

委員洲上房太郎君辞任につき、その補欠として南好雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月十一日

委員高田富之君辞任につき、その補欠として米原昶君が議長の指名で委員に選任された。

同月十二日

委員勝間田清一君辞任につき、その補欠として中崎敏君が議長の指名で委員に選任された。

同月十三日

委員中崎敏君辞任につき、その補欠として勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

米原昶君及び勝間田清一君が理事に補欠当選した。

四月六日

家賃値上げ反対に関する請願(砂間一良君外二名紹介)(第二一六八号)

同月十二日

発電用石油類増産に関する請願外一件(佐々木秀世君紹介)(第二三九一号)

同月七日

新聞用紙統制撤廃反対の陳情書外七十二件(大分県知事細田徳壽外百三十三名)(第七五四号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

經濟安定本部設置法の一部を改正する法律案及び經濟調査庁法の一部を改正する法律案に関する説明聴取

請願書取下げに関する件

○小野瀨委員長 これより会議を開きます。

この際お諮りいたします。去る三日理事米原昶君が委員を辞任されましたので、これより理事の補欠選任を行います。先例により委員長の御一任願うに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小野瀨委員長 御異議なしと認めます。それでは去る十一日米原昶君が委員に選任されましたので、同君を理事に指名いたします。

○小野瀨委員長 なおこの際お諮りいたします。去る二月十六日本委員会に付託されました価格調整公団職員の不当解雇に関する請願は、去る四月六日紹介議員土橋一吉君より取下げ願いが提出されておりますので、本請願はこれを取下げることについて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小野瀨委員長 御異議なしと認め、土橋一吉君紹介、価格調整公団職員の不当解雇に関する請願はこれを取下げることについて御異議ありませんか。

○小野瀨委員長 なお去る十日内閣委員会に付託されました經濟安定本部設置法の一部を改正する法律案及び經濟調査庁法の一部を改正する法律案は、本委員会といたしましても重要な関連

を有する法案でありますので、ただいまより政府当局より提案説明を聴取いたしますことといたします。河野政府委員。

○河野(通)政府委員 ただいま本国会に提案されております經濟安定本部設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

今般經濟情勢の推移にかんがみまして、經濟安定本部の組織を整備する必要が生じたので、經濟安定本部設置法の一部を改正することと相なつたのであります。特に御説明を要します点について申し上げます。

改正の第一点は、經濟安定本部の内閣部局を、現在の一官房六局から一官房五局に整備することであり、すなわち生産、動力の二局を廃止いたしまして、産業局を設置し、經濟情勢の推移に際して、産業に関するさら

に総合的かつ基本的な政策の推進に当つて参りたいと考へておる次第であります。

改正の第二点は、經濟安定本部の地方機構を簡素化したこととあり、すなわち従来本部と、物産庁と、經濟調査庁の三つを、地方機関として、地方經濟安定局、地方物産局、管区經濟調査庁等があつたのであります。これらの三本建の組織を今簡素なる一本の組織に整理統合いたしました。本部、物産庁、經濟調査庁の共通の地方機関として管区經濟局と

いうものをつくることにいたしましたのであります。

本法案による設置法改正の要点は以上の通りでありまして、簡単なものであります。御承知のように、經濟安定本部の本来の任務は、総合的な經濟政策の企画立案及び經濟施策の実施に関する関係行政機関の事務の総合調整にあるのであります。經濟安定本部が經濟情勢の推移に即応して、生産、配給、物産等につき所要の經濟統制を指導して来た当時におきましても、その基礎におきましては常に經濟施策に関する基本的かつ総合的な企画、調整があつたのであります。事態の進展に即して、さらに幾多困難な問題を打開しつつ經濟施策の企画、調整機関たるの使命に邁進したいと存するのであります。

〔委員長退席、永井(英)委員長代理 理席〕

今般提案いたしました改正法案は、かような經濟安定本部本来の任務と今後の使命から申しまして、妥当と考へられる機構の改正を繰り込んだものであります。

なおここでつけ加えて御説明申し上げます。本委員会におきまして、經濟安定本部設置法の改正につきまして、いろいろ御説明申し上げて参つておつたのであります。最終案において若干かわつております点を簡単に申し上げます。

同月十日

委員洲上房太郎君辞任につき、その補欠として南好雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月十日

委員洲上房太郎君辞任につき、その補欠として南好雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月十日

委員洲上房太郎君辞任につき、その補欠として南好雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月十日

委員洲上房太郎君辞任につき、その補欠として南好雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月十日

委員洲上房太郎君辞任につき、その補欠として南好雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月十日

委員洲上房太郎君辞任につき、その補欠として南好雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月十日

委員洲上房太郎君辞任につき、その補欠として南好雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月十日

委員洲上房太郎君辞任につき、その補欠として南好雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月十日

委員洲上房太郎君辞任につき、その補欠として南好雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月十日

委員洲上房太郎君辞任につき、その補欠として南好雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月十日

委員洲上房太郎君辞任につき、その補欠として南好雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月十日

委員洲上房太郎君辞任につき、その補欠として南好雄君が議長の指名で委員に選任された。

れから地方あるいは府県また特定地帯の開發計画を総合的に調整審議することに相なると思います。この内閣に置かれます審議会の事務は、經濟安定本部で処理することに閣議の決定を経ておられます。ただ事務を經濟安定本部で処理すること、つまり事務局の役割を經濟安定本部がやることを法律の明文に書きますか、あるいは法律には書かないで政令等に譲りますか、まだ一、二問題がありますが、今のところは法律に書かないで政令でこのことを規定して参りたい。従つて經濟安定本部が国土総合開發等に關しまして行つておきます本来の任務と、今度できまする国土開發審議会の審議の關係とは、今申し上げましたような事務局と審議会の事務を安定本部が処理して参るといふことで結びつく。安定本部自体の既存と申しますか、従来からありまする国土開發に關する権限は全然異動はない。それを審議会で結びつけるのは事務を処理するという形で結びつけて行く、かような形に相なるわけがあります。

○勝間田委員 それから機構改革に伴つて、相当職員の減少が見えるのではないかと考えておりますが、定員はどの程度になるか、それから現在の人員から見て、どの程度の人員整理が行われるようになるのか、この間の数字を御説明願ひたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 定員の問題につきましては、現在まだ政府部内におきまして閣議で最終的な決定を見ておりません。今まで與えられておりまする公に申し上げてさしつかえないデータといつたしましては、現在の定員と、それから二十五年の予算に計上

されております定員との二つがあるわけですが、現在の定員は本部安定局、物産庁、地方物産局、調査庁及び調査の地方機構を合せまして五千八百二十五人ということに相なつております。これに對しまして、二十五年の予算に計上されておりますものは四千六百四十八人、こゝういふことに相なつております。差引き千九百八十七人になるのであります。パーセンテージで申し上げますと、約二〇〇程度の定員減、こゝういふことまでは今はつきり申し上げられませんが、現在政府部内では、意見が出ておりますが、行政管理局方面では、この予算に計上されておりますものを、さらにある程度縮減したいという希望意見が出ております。それから安定本部といつたしましても、その後いろいろ經濟情勢の推移等でも、この予算を組みました当時考へておりましたよりも、割合にテンポの早い面もございまして、それらに應じて、統制部門を扱つておりました方面につきましては、物産庁でありましたとか、あるいは生産局等におきまして、特に物産庁であります。予算に計上されてはいる定員よりも、ある程度減少してもいい分があるといふこともわかつた点もあつたか、しかし一面におきまして、行政管理局の方からいろいろ言われております縮減案をそのまゝ受入れることもできない部面もございまして、現在その点について鋭意折衝をされて、いろいろ段階であります。なお今勝間田委員からのお話は、実員との關係で、どうなるかといふ点もお聞きになつてはいるのではないかと思ひますが、ちよつと実員が今はつきりいたしません。そう大して現在

の定員と新しい定員との間につきましては、現在の定員が少くとも予算に計上された程度減少することは、やむを得ない状態になつておられますので、それらを見越しまして、着々整理の済むものは、配置転換等を考へておりました、そゝういふことだん／＼進んでおります。各省へ歸つていただく人もどんどん進んでおります。それから地方方面におきまして、府県等に相当人員の増加を要する部面もあつたか、これらの方面にもだん／＼採用をお願いしておる次第であります。従ひまして現在の定員から見ますと、実員は相當程度すでに減少いたしてございすので、實際的に血が出る人はどの程度になりますか、そう大した数字にはならないのではないかと考へております。ただ問題は、今申しました予算の定員について、千百名余りの減少のうち、大部分が調査庁の關係の方になつております。この方は調査庁の次長が今見えておりますから、その方から御説明を伺つた方がいいかと思ひますが、員数的には相當大きいものでありますし、この方には相當の影響があるかと思ひます。詳しくは奥村政府委員から述べていただきます。

○奥村政府委員 調査庁の定員の問題について申し上げます。調査庁の定員は、二名と申すことになつております。大體一割五分の減といふことになつております。その一割五分の減の三千六百六十二人に對しまして、今安本の官房次長も説明申しましたように、一般的に

行政整理の発動から、さらに減員するといふような申し入れが行政管理局の方からありまして、たゞいま相談中でございます。まだ決定の段階にまでは参つておりません。調査庁自体の立場といたしましては、經濟統制が大幅に縮小せられました今日、その關係に從事いたしておりました職員が、相當程度減少の余地があるといふことは異論のないところであると存じております。ただ先刻御説明申し上げましたように、今回法律の改正をお願いいたしました、調査庁といたしましては行政監督の方面に運営の重点を置いて参りたい、かように考へております。その行政監督の方は、対象、これはほとんど無数といつてもいいくらいございす。本氣になつてこの仕事をやつてもらうといふことになりまして、やはりある程度の人員は確保しておきたいといふふうな氣がするのであります。ただ行政整理の一般的な方針といふこともございすので、それにかみ合せましてしかるべきところでやろう、かように考へておる次第であります。実情を申し上げます。

○勝間田委員 これはきよりの御出席の方にはちよつと困難かと思ひますが、最近伝えられるところによると、政府は相當大幅な行所機構改革をやるうといふ考へのおありです。特にその中には相當安本に關係した重大な問題も介在しておるようであります。この全面的な行政機構改革といふものをどう考へておられるのか、それから現在こゝうして出て来るいろいろの行政機構、個別の行政機構改革とどう関連して考へるか、この点も政府委員の方で御連絡がとれておられれば御説明願ひたい。それからなほ委員長にもう一つお願ひしたいことは、その点で政府の責任ある答弁をこの際に行なうことができるかどうか、この点も伺つておきたい。

○河野(通)政府委員 今勝間田委員からお話のありましたように、責任のある答弁はちよつと私から申し上げる資格を持ちません。行政制度審議会で一応結論が出たものがあるように私ども新聞で承知しております。なおこの問題についての検討は、内閣としてどういふふうなことを取上げられるのか、私どもよく存じませんが、内閣としてこの問題を検討するようにということの命令もまだ受けておりませんので、私どもは新聞で承知した程度であります。従ひまして、もしこの点について御必要でありますならば、委員長の方からでも、しかるべき方法で責任のある方から御答弁を願ひたい。私の承知いたしておりましたところでは、内閣としてはまだ正式にこの問題を具体的に取上げておるようには聞いておりません。

○小野澤委員 前からお答えいたしました。私もまだ何らのお話も承つておりませんが、たゞいまのところは即答いたしかねますが、適當な機会にそれぞれ關係筋に連絡をとりましてこの審議をいたしたい、かように考へておりますから、本日のところはお答えができませんのであります。

○勝間田委員 そうしますと、今の委員長のお話では適當な機会といふことでございますが、この法律案が通る前に、いづれ政府の責任ある方から經過を話していただけることになりましようか。

○小野澤委員長 この法案は大體の見

れをまた制限いたしておりますのを緩和解除いたしますこと、その二点について御提案があるようであります。私も関係の者としていたしまして、行政の立場から司令部にその間の消息を連絡をいたしまして、また御意思のあるところもその意味において連絡を申し上げたのであります。実情の経過をあるいはそのまま申し上げて悪いのかもしれないが、申し上げますと、司令部の方からの連絡がございまして、多少こちらの意見も聞かれましたが、意見は別段に申し上げます、国会の審議の問題だというふうなだけにしか申し上げておられないのであります。しかし御提案はおそらく実情に合わない点と、食糧事情が緩和いたしてあるので、本法そのものがもう必要がないとか、あるいはもつと緩和してもよいではないかという基本事情の御認識から出ているのではないかと、このことを、向うに私どもの理解した範囲において言つてみたのであります。その結果種種の経過はございしますが、結論的に申し上げますと、飲食営業臨時規整法については、大体においてさらに一年効力を延長することを日本政府においても努力するように、国会においてもそのように御審議をお願いするように連絡をしたらどうかということがありました。しかし御提案の趣旨もあり、ただいまございしました基本事情の点もありません。飲食営業臨時規整法の私ども業務用と申しておりますが、業務用の主食の割当がある程度したらどうかという、こういう話が進んでおるのであります。この点につきましては目下法案については、外食券食堂と旅館と種類外食券食堂という三種類だけにつきましては、

外食券を利用して家庭配給を受けない、そうした場合にだけ主食をその三種類の業者から提供を受ける。その業者がまた主食の割当を受ける。こういうふうになつておるのが制度の建前でありまして、業務用の割当を認めますと、割当を受けるものは食糧管理法の統制を受けまして、割当を受けましてお客様に提供する場合に、自由になる性質のものであります。その範囲を認め得るものは数量におきまして月大体約二万トントくらい、全国の日分くらいと思つております。私どもの見解を申し上げますと、一般消費者に対するあるいは労働者配給、労働加配等の食糧の配給関係からいたしまして、米はこれに配給をいたしたくない、米以外のものをしたいと思つておるのであります。それに伴ひまして、三、四の法案の改正を要するのであります。その意味はこの委員会御提案になりまして、その司令部が通しますと、あの法律はなか／＼守られておられないのでありますけれども、一層守られなくなるので、委託加工の営業を認めること、持込みの委託加工を認めることは司令部としては拒否いたしたい。そういう趣旨からいたしまして、そのかわりというのじやないかもしれません。業務用を認め、食糧事情に合せるように、その業務用の原料を料理にして自由に食べさせるようにというふうな経過であるのであります。二、三日中にこの法案の意見を、法案的にもまとめまして、もしお許し願ひましたならば、委員会からの御提案なり御了承なりをお願いするとか、政府がどういう措置をとるとかいうことを御研究くださいたい。また

司令部の係の意向をそのまま申し上げるとよろしくないかもしれないが、お伝えいたしますと、御提案の二点の再修正の箇所は、御提案にならないように、あるいは御提案くださったのも向うは承認する気がないということをお申しておるのであります。長くなりましてが大体この程度であります。

○小野瀧委員長 ちよつと速記をやめて……

〔速記中止〕

○小野瀧委員長 それでは速記を始めてください。ただいま安田課長からの御報告もありましたので、前回の委員会におきまして決定いたしました修正案につきまして、さらに次回の委員会において再審議いたすことにいたしました。本日別に質疑がございまして、午前中はこの程度にいたしました。午後は三時から十一委員室において再開いたします。

午後零時三十五分休憩

午後三時四十一分開議

○小野瀧委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより經濟安定本部設置法の一部を改正する法律案、及び經濟調査庁法の一部を改正する法律案の説明聴取の件を議題とし、質疑を許します。勝間田清一郎。

○勝間田委員 ただいま上程になつております經濟安定本部設置法及び經濟調査庁法の一部を改正する法律案について、ぜひ増田官房長官に政府を代表してお尋ねをしたいと思います。現在の吉田内閣は行政機構の根本的な改革を企図せられて、しかも過般におきまして

は、行政機構に関する審議会の答申案も出されておるようであります。その内容を見ますと、かなり經濟安定本部については、徹底的な考え方が答申されておられるようでありまして、現在の政府は行政機構改革についてこれかどうされて行こうと思つておるか、その根本的なお考えをひとつ承りたいと思つておられます。

○増田國務大臣 お答え申し上げます。政府におきましては、行政機構が合理化されることが必要であると考え、先般閣議決定をもつて行政制度審議会というものを内閣に設けておられます。審議会においては着々御勉めをいただいております。種々中間報告をされております。しかしながら各官庁全体にわたる、また地方公共団体の行政機構にもわたる答申を期待いたしておりますが、まだ答申はないのであります。しからばどういふ考えを持っておりますか申し述べるといふ御質問にお答え申し上げますが、われ／＼はあくまで行政機構というものを合理化し、その省庁の担当する事務分量並びに性質に應じた行政機構が打ち立てらるべきものであると考えております。

○勝間田委員 そうしますと、この前新聞などで見られたことは、まだ新聞の報道程度なのであつて、答申はなされておられないと見てよろしゅうございませぬか。

○増田國務大臣 このごろ新聞に出ておるのは私も見ましたが、まだ研究過程の一部が掲載されたのではないかと考えております。正式答申はまだございませぬ。

○勝間田委員 もし最近において答申がなされるといふことであれば、内容

のいかんにももちろん関係することでありませぬが、至急それについて政府は研究を遂げられると考えるのであります。安本の設置法及び調査庁法の一部改正法律案が現在もここで通過するといふことでございまして、将来のこの法案との時間的な関係といふものをどうお考えになつていらつしやうませぬか、この点をお尋ね申し上げます。

○増田國務大臣 勝間田さんのよく御承知のごとく、經濟安定本部あるいは經濟調査庁は、經濟統制の現に行われておりますこの段階に必要なそれだけの行政機構でございまして、ただしかなら、經濟統制が逐次整理されるという段階に應じて、設置法なり、經濟調査庁法なりの一部を改正して、その担当する事務の質量に適應せしめたいというのが今回の改正案でございまして。この趣旨はおそらく提案者においてすでに申し上げたところと思つております。今、今通りでございまして、將來經濟統制がだん／＼整理され、最後にはなくなるというふうな段階になりますれば、またそれに應じた行政機構が整備改廃されると考えております。今の段階におきましては、經濟調査庁法の一部を改正する法律案、並びに安本設置法の一部改正法案といふものが、一番現在の事態に即応したそれの設置法改正案であると考えております。

○勝間田委員 そうしますと、現在の案は目下のところの案で、一つの暫定案である。政府としては全般的な行政機構の改革を考へて、そのときに本格的な機構改革を行つたのだといふよ

うに解釈してよろしゅうございませうか。

○増田国務大臣 勝間田さんのよく御承知のごとく、安本設置法は一年ごとに期限を切つて延ばし／＼いたしまして、そのときの事情に應ずるような仕掛になつております。今回はこの改正案が最も現在の各種の事情に應じた設置法であると考えておりまして、将来はまたそのときの客観情勢に應じたような機構を打ち立てたいと考えております。

○勝間田委員 前々の国会のときだつたと思いますが、各省設置法がきまるときに、私が内閣委員会で当時の官房長官の増田さんにお尋ねいたしました事柄は、大蔵省の予算の立案を担当する主計局等を、経済計画等の総合官庁である安本等と一緒にしてあるいは内閣に移すことがよいのではないかと、うお話をしたところが、そういう考えも十分に考慮して、ひとつぜひこれから考へて参りたいというので、御養成を当時得ておつたのでありますが、今でもそのお考えにかわりはないかどうか、この点をお尋ねしたいと思ひます。

○増田国務大臣 将来何か打ち立てらるべき企画庁といつたようなものがあるかと仮定いたします。その場合において、たしか二年前ごろだと思ひますが、あなたから主計局関係の予算の編成に関する一般方針は、そういう企画官庁において打ち立てた方がよろしいというふうな御質問がございまして、私はその御意向等につきましては、十分研究に値する問題であるということをは申し上げました。今回も研究はいたしたいと思つておりますが、何らかの

コミットをあなたに申し上げるということではできかねますが、十分研究に値する問題であると考えております。

○勝間田委員 この際に官房長官にお尋ねをさしていただきたいと思ひますが、こういうような各省設置法の改正案が個別的に出て参りますが、それはそれ／＼の人員の整理等を含んでおるようでありまして、従つて政府は定員を修正する考へがあるのかないのか。あるいは定員を修正せずして未補充で現在行つておる面を相当私は見受けるのでありますが、そういうことを続けたいのは、私は非民主的だと考へておりますが、この間をどう調節をして行くのか。

それからもう一つ最後にお尋ねしたのは、この前の予算委員会で御質問申し上げたのでありますが、公団等が廃止になる。そうしますとすぐ退職手当というやうな問題が出て来て、それの基準をいづれによつて行ふべきかというところがすぐ問題になつて来るわけでありまして。当時は官房長官もずいぶん誠意を持つてこれをはかつて参りましたという御答弁でございましたが、私は各省の設置法の一部改正等を通じて起きて来る、こういう定員の縮小なり、あるいは首切りなりについて、どういう退職手当の態度で臨んで行かれるか、その準備がどういうやうにできておられるか。この点を第三にお尋ね申し上げてみたいと思ひます。

○増田国務大臣 安本並びに経済調査庁も、それから物産庁も、いずれも多少定員は縮小いたすはずでございまして。近くその関係の定員法改正法律案を皆様に御審議願うつもりでございませう。

す。ただしかしながら、われ／＼はあくまでも事務分量に比例いたしまして、妥当な定員を設定いたしたい。こういう考へでございまして、御承知のごとく割当事務等も相当減つて参りました。それに比例して減らすのでありまして、しかしながら減らす場合にも機械的に減らす、たとえば十の割当事務が五つになつたら、十人の者を五人にするというやうな算術的な機械的なことはいいたしておりません。算術的に十が五つになつたところで、定員が必ず十人が五人にならなければならぬということはないのでございまして、あらゆる角度から見ても、妥当な定員の整理をいたすように、安本長官にもまた本多主務大臣にも申し伝えてある次第であります。

それからなお公団等がそれ／＼事務の数量に伴つて整理され、あるいはなくなりなすその場合における手当のことについて、非常に御配慮くださいまして、私も感戴いたします。ただこの問題につきましては、去年の行政整理で九月三十日まで適用する法律は、現在は政令はなくなつておりまして、ああいう政令をぜひともつくりまして、そうしてあのとときと同様の扱いをしたいという心持は政府はやま／＼持つておりますが、客観情勢その他の関係でどうなるか、今のところまだわからない、なか／＼困難な模様もあつて、私も苦慮いたしておるといふのが実情でございませう。

○小野瀬委員長 この際、お諮りいたします。理事勝間田清一君が昨十二日委員を辞任されましたので、これより理事の補欠選任を行いたいと存じます

が、先例により委員長に御一任願うに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○小野瀬委員長 御異議なしと認めます。
それでは本十三日勝間田清一君が再び委員に選任されましたので、同君を理事に指名いたします。それでは本日はこれにて散会いたします。次会は来る十五日午前十時より開会いたします。
午後三時五十四分散会

○小野瀬委員長 この際、お諮りいたします。理事勝間田清一君が昨十二日委員を辞任されましたので、これより理事の補欠選任を行いたいと存じます